

## 株式会社ダイヤケミカルとしての新型コロナウイルスに対する対応

### 1 予防措置

#### (1) お客様への対応

ご来訪いただく商談などは最低限に差し控えていただき、メールやお電話および Web 会議を利用してのご対応をお願いいたします。

ご来訪いただく場合には、弊社の対応として下記の 3 点を実施しています。大変恐縮ではございますが、下記の 3 点の内ひとつでもご理解いただけない場合は、ご来訪をお断りいたします。

##### ①アルコール消毒

ウイルスは、アルコール (70%) などで感染力を失うことが知られています。入室時は、受付もしくは入口に設置したアルコール消毒液で、必ず手指消毒をお願いいたします。

##### ②マスクの着用

マスクの効用は、罹患者 (症状がなく気付いていない人も含む) の咳の飛沫によりウイルスが拡散することを防ぎます。来訪時にはマスクの着用をお願いいたします。

##### ③熱のある方の来訪お断り

大変恐縮ではございますが、ご来訪時に体温測定を実施させていただきます。風邪の症状や 37.5 度以上の熱がある場合は、大変申し訳ありませんが、ご来訪をお断りいたします。

#### (2) 社員の対応

自分自身が罹患しているかもしれないことを念頭において、下記の対応を行っています。

##### ①アルコール消毒

出社時および外出先から帰社した時には、必ず、アルコール消毒を行います。

##### ②手洗いの徹底

出社時および外出先から帰社した時には、必ず、手洗いをを行います。

(手洗いのタイミング)

- ・出勤時、外出先から帰社時および帰宅時
- ・トイレの後
- ・鼻をかんだり、咳やくしゃみを手で受けた後
- ・調理や食事の前後

- ・ 病人の世話をした前後
- ・ 傷口を処置する前後

③ マスクの着用

就業中および取引先への訪問時は、マスクの着用をいたします。

④ 不摂生の自重

ウイルスなどから身を守るためには免疫力の維持・向上が重要であり、規則正しい生活を心がけます。

⑤ 体温の検温

毎朝体温を測り、37度以上ある時は、出社を見合わせ、あるいは早退して自宅で様子を見ます。

⑥ 人混みは避ける

各種イベントへの参加や通勤電車などでの人混みをできるだけ避けます。

(3) 会社としての対応

① テレワーク、時差出勤の取得

テレワークおよび時差出勤を奨励し、一部の部門および各部門の一部において実施しています。

② 外出について

打ち合わせ、出張、セミナー、営業訪問などのうち、不要不急の外出を控えて、メールや電話および Web 会議などを活用して対応しています。お客様には、ご不便ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解ご了承の程、お願いいたします。

(4) 感染が疑われる場合など

① 発熱など風邪の症状および味覚臭覚障害がある場合

風邪の症状や37°C以上の発熱および味覚臭覚障害がある場合は、自宅待機とします。自宅待機の間は毎日検温を行っていただき、症状が改善した日を1日目として4日目から出社を可能とします。但し、37.5°C以上の発熱が2日以上続いた場合は、症状が改善した日を1日目として8日目から出社を可能とします。

② 感染が疑われる場合

風邪の症状や37.5°C以上の熱が4日以上続き、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合および味覚臭覚障害がある場合には、医療機関、保健所、「帰国者・接触者相談センター」に電話で問い合わせます。

(5) 濃厚接触者(参考\*1)や感染の疑いのある社員(参考\*2)への対応

① 自宅待機命令

事象が発生した日から2週間の自宅待機を命じます。

## ② 出社について

2週間の自宅待機後、風邪の症状や37°C以上の発熱がない場合には、症状が改善した日を1日目として8日目から出社を可能とします。

## 参考

\*1 (国立感染症研究所 感染症疫学センター) より一部引用

- 濃厚接触者とは、「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。
  - ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、飛行機内等を含む）があった者
  - ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護もしくは介護していた者
  - ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
  - ・その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する）

\*2 (厚生労働省健康局結核感染症課) 追記より一部引用

- 疑似感染症の定義（感染が疑われる者）
  - ・37.5°C以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる者（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
  - ・症状や新型コロナウイルス感染症患者の接触歴の有無など医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症と疑う者
  - ・新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症と疑う者